

# 肺の生活習慣病「COPD」をご存じですか

問すこやか生活課 ☎・☎(581)0201 FAX(582)1138

## 11月20日(水)は世界COPDデー

「歩いたり、階段をのぼるだけで息切れがする」「咳やたんが最近増えてきた」などの症状は、COPD(慢性閉塞性肺疾患)の初期症状かもしれません。気になる症状がある場合は、医療機関を受診しましょう。



## COPD検診

市では、年度末年齢60・65・70・75歳の人にCOPD質問票を送付しています。質問票に回答いただいた人で、COPDのリスクが高いと判定された人に受診券を送付しています。受診券が届いたら、必ず受診しましょう。



COPD検診

## 呼吸器のチェックを受けましょう

令和5年度のCOPD検診では、COPD以外にも、「慢性気管支炎」「気管支拡張症」「間質性肺炎」「胸部異常陰影」などの肺の病気が発見されています。また、本市では結核検診、肺がん検診などの胸部レントゲンによる検診も実施しています。この機会にぜひ、呼吸器のチェックを受けてみましょう。



肺がん検診



結核検診

### 消費生活センター情報

No.79

## くらしのたより

### クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者がいったん申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やし冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で、申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。主に訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘による契約などに、この制度が設けられています。

クーリング・オフできる期間は取引形態によって異なりますが、例えば訪問販売では、申込書または契約書を受け取った日を1日目と数えて8日間になります。クーリング・オフの通知は、期間内に事業者へ届く必要はなく、期間内に発信さえすれば、効力が発揮されます。なお、自ら店に出向き購入した商品や通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件について、購入・注文前によく確認しましょう。

クーリング・オフができる取引かどうか不明なときや、手続き方法が分からないときは、消費生活センターに相談しましょう。

問消費生活センター(生活支援相談課内)  
 ☎(582)1146 FAX(582)1138

### 新・クルちゃんの No.165

## つぶやき



### 年末年始の粗大ごみ予約、毎年混み合うので、早めに計画してね。

#### ●粗大ごみの出し方

- 各地区の収集日の2営業日前までに電話で粗大ごみ受付センター〔☎(584)5286〕へ予約してください。



※粗大ごみは指定ごみ袋(45L)に入らないもので、2m×1m×1mまでのものが対象(事業所から排出されるごみは対象外)

- 粗大ごみ処理券を貼り、収集日の午前8時までに予約時に決められた場所へ出してください。1回に排出できるのは10個までです。

#### ●粗大ごみ処理券の購入場所

- 粗大ごみ処理券は、指定ごみ袋等販売登録店舗、市民協働課、ごみ減量推進課(もりやまエコパーク交流拠点施設)、各地区会館で購入してください。

#### 問ごみ減量推進課

☎・☎(584)4692  
 FAX(584)4818

ごみ分別  
 アプリ  
 配信中!



iOS版



Android版